

栃木市住民投票条例

【逐条解説】

令和4年3月

経営管理部総務課

平成27年9月	作成
令和3年5月	改定（規則の一部改正）
令和4年3月	改定（条例及び規則の一部改正）

栃木市住民投票条例逐条解説書

目次

栃木市住民投票条例	1
解説	
第 1 条 目的	7
第 2 条 住民投票を行うことができる事項	7
第 3 条 住民投票の形式	9
第 4 条 請求資格者等	9
第 5 条 必要署名者数	10
第 6 条 請求代表者証明書の交付等	11
第 7 条 署名等の収集	12
第 8 条 署名簿の提出等	13
第 9 条 署名簿の審査等	14
第 10 条 署名等の取消し	15
第 11 条 署名の無効等	16
第 12 条 住民投票の実施の請求等	16
第 13 条 実施の決定	17
第 14 条 投票資格者	18
第 15 条 投票資格者名簿の調製等	19
第 16 条 投票日	19
第 17 条 投票の方法	20
第 18 条 投票所	20
第 19 条 投票をすることができない者	21
第 20 条 投票所における投票	21
第 21 条 期日前投票等	22
第 22 条 投票の秘密保持	22
第 23 条 開票所及び開票日	22
第 24 条 無効投票	23
第 25 条 投票結果の告示等	23
第 26 条 再実施の制限期間	24
第 27 条 情報の提供	24
第 28 条 投票運動	24
第 29 条 その他	25
第 30 条 委任	25
附 則	25
参考資料	
栃木市住民投票条例施行規則	27
栃木市住民投票制度	42

栃木市住民投票条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 請求資格者（第4条—第6条）
- 第3章 署名等（第7条—第13条）
- 第4章 投票資格者（第14条）
- 第5章 投票及び開票（第15条—第28条）
- 第6章 雑則（第29条・第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、栃木市自治基本条例（平成24年栃木市条例第27号。以下「自治基本条例」という。）第26条第5項の規定に基づき、住民投票の請求及び実施に関し必要な事項を定め、市政に係る重要事項について、住民に直接その意思を確認し、市政に反映させることにより、市民自治の推進に資することを目的とする。

（住民投票を行うことができる事項）

第2条 住民投票は、現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある市政に係る重要事項（以下「重要事項」という。）であつて、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものについて行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。

- (1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
- (4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項。ただし、市民全体に影響を与え、又は与える可能性のある場合は、この限りでない。
- (5) その他住民投票に付することが適当でないと思はれる事項

（住民投票の形式）

第3条 住民投票に付する事項（以下「住民投票事項」という。）は、二者択一により賛成又は反対を問う形式としなければならない。ただし、住民投票事項が二者択一により難しい場合には、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。

第2章 請求資格者

（請求資格者等）

第4条 自治基本条例第26条第2項の規定により住民投票の実施を請求することができる議員及び市長の選挙権を有する住民（以下「請求資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、市の選挙人名簿に登録されている者とする。

2 請求資格者のうち次に掲げるものは、住民投票の実施の請求をしようとする代表者（以下「請求代表者」という。）となり、又は請求代表者であることができない。

- (1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者
- (2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者
- (3) 栃木市選挙管理委員会の委員又は職員である者
(必要署名者数)

第5条 市長は、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日後直ちに請求資格者の総数の6分の1の数を告示しなければならない。

(請求代表者証明書の交付等)

第6条 請求代表者は、その請求の要旨その他必要な事項を記載した住民投票実施請求書（以下「実施請求書」という。）を添え、市長に対し、文書をもって請求代表者であることの証明書（以下「請求代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、直ちに請求代表者が選挙人名簿に登録されている者であるかどうかの確認をし、第4条第2項各号に該当しない請求資格者であったときは、請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

第3章 署名等

(署名等の収集)

第7条 請求代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを付して、請求資格者に対し、署名を求めなければならない。

2 請求代表者は、請求資格者に委任して、前項の規定により署名を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写し並びに署名を求めるための請求代表者の委任状を付した署名簿を用いなければならない。

3 請求代表者は、市の区域内で衆議院議員、参議院議員、栃木県の議会の議員若しくは知事又は市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては、請求のための署名を求めることができない。

4 第1項及び第2項の署名は、前条第2項の規定による告示があった日から1月以内でなければこれを求めることができない。ただし、前項の規定により署名を求めることができないこととなった区域においては、その期間は、署名を求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示があった日から31日以内とする。

5 請求資格者は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときは、請求資格者（請求代表者及び当該請求代表者の委任を受けて当該請求資格者に対し当該署名簿に署名を求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、自治基本条例第26条第2項の規定による請求資格者の署名とみ

なす。

- 6 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

（署名簿の提出等）

第8条 署名簿に署名をした者の数が第5条の規定により告示された請求資格者の総数の6分の1以上の数となったときは、請求代表者は、前条第4項の規定による期間満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合は、当該区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から5日以内に、署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出し、これに署名をした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。

- 2 市長は、署名簿の提出が前項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下しなければならない。

（署名簿の審査等）

第9条 市長は、前条第1項の規定による提出を受けた場合においては、その日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
- 3 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、前項の規定による縦覧期間内に市長にこれを申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 5 市長は、第2項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定による全ての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

（署名等の取消し）

第10条 署名簿に署名をした者は、請求代表者が第8条第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、署名簿の署名を取り消すことができる。

（署名の無効等）

第11条 住民投票の実施の請求者の署名で次に掲げるものは、これを無効とする。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の定める手続によらない署名
- (2) 何人であるかを確認し難い署名
- 2 第9条第3項の規定により詐偽又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名で市長がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。
- 3 市長は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭

及び証言を求めることができる。

(住民投票の実施の請求等)

第12条 請求代表者は、第9条第5項の規定により署名簿の返付を受けた日から5日以内に、実施請求書に第5条の規定により告示された請求資格者の総数の6分の1以上の者の有効署名があることを証明する書面及び署名簿を添えて、市長に対し、住民投票の実施の請求をしなければならない。

2 前項の請求があった場合において、署名簿の有効署名の総数が第5条の規定により告示された請求資格者の総数の6分の1の数に達しないとき又は前項の規定による期間を経過しているときは、市長は、これを却下しなければならない。

(実施の決定)

第13条 市長は、自治基本条例第26条第1項の規定により自ら住民投票の実施を決定したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 市長は、前条第1項の請求を受理したときは、直ちにその旨を請求代表者に通知するとともに、その者の住所氏名及び請求の要旨その他必要な事項を告示しなければならない。

第4章 投票資格者

第14条 住民投票の投票資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法第9条第2項の規定により市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票資格を有しない。

- (1) 公職選挙法第11条第1項又は第252条の規定により選挙権を有しない者
- (2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しない者
- (3) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者

第5章 投票及び開票

(投票資格者名簿の調製等)

第15条 市長は、住民投票が行われる場合においては、規則で定めるところにより投票資格者名簿を調製しなければならない。

2 市長は、前項の規定による投票資格者名簿の調製について、選挙人名簿をもってこれに代えることができる。

(投票日)

第16条 市長は、第13条第1項又は第2項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めなければならない。ただし、当該投票日に選挙が行われるときその他市長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により投票日を決定したときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

(投票の方法)

第17条 住民投票の投票（以下「投票」という。）は、各住民投票につき、1人1票に限る。

2 投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則の定めるところにより点字投票をし、又は代理投票をさせることができる。

(投票所)

第18条 住民投票の投票所は、市長の指定した場所に設ける。

2 市長は、投票日の5日前までに、投票所を告示しなければならない。

(投票をすることができない者)

第19条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

3 投票日（第21条の規定による期日前投票にあつては、投票の当日）に投票資格を有しない者は、投票をすることができない。

(投票所における投票)

第20条 投票人は、住民投票の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

(期日前投票等)

第21条 投票人は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(投票の秘密保持)

第22条 何人も、投票人の投票した内容を陳述する義務はない。

(開票所及び開票日)

第23条 住民投票の開票所は、市長の指定した場所に設ける。

2 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

3 開票は、全ての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第24条 次の各号のいずれかに該当する投票（点字投票を除く。）は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 記載がないもの

(投票結果の告示等)

第25条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該住民投票が第12条第1項の請求によるものである場合には、当該請求代表者にその内容を通知しなければならない。

(再実施の制限期間)

第26条 この条例による住民投票が実施された場合は、前条の規定による告示の日から2年間は、同一又は同旨の重要事項について住民投票を行うことができない。

(情報の提供)

第27条 市長は、住民投票を実施する際には、投票日前2日までに、当該住民投票に関し必要な情報を広報紙その他適当な方法により提供するものとする。

(投票運動)

第28条 住民投票に関する投票運動は、自由にこれを行うことができる。ただし、市民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

第6章 雑則

(その他)

第29条 前各条に定めるもののほか、住民投票の実施の請求に関し必要な事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する条例の制定又は改廃の請求の例に、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法に規定する投票及び開票の例による。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第3号）

この条例は、令和4年3月22日から施行する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、栃木市自治基本条例（平成24年栃木市条例第27号。以下「自治基本条例」という。）第26条第5項の規定に基づき、住民投票の請求及び実施に関し必要な事項を定め、市政に係る重要事項について、住民に直接その意思を確認し、市政に反映させることにより、市民自治の推進に資することを目的とする。

【解説】

この条は、この条例が規定している内容の概要と制定の目的を明らかにしています。

この条例は、栃木市自治基本条例（以下「自治基本条例」といいます。）第26条第5項の規定に基づき、住民投票の請求及び実施に関する手続その他必要な事項を定めるものです。市政に係る重要事項について、住民の意思を直接確認し、市政に反映させることにより、市民自治の推進に資することを目的としています。

【自治基本条例】

(住民投票)

第26条 市長は、市政に係る重要事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 議員及び市長の選挙権を有する住民の総数の6分の1以上の連署をもって、市長に対し、住民投票の実施を請求することができる。

3 市長は、前項の規定による請求があったときには、速やかに住民投票を実施しなければならない。

4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、住民投票の請求及び実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

(住民投票を行うことができる事項)

第2条 住民投票は、現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある市政に係る重要事項（以下「重要事項」という。）であって、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものについて行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。

(1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。

(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

(3) 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項

(4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項。ただし、市民全体に影響を与え、又は与える可能性のある場合は、この限りでない。

(5) その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項

【解説】

この条は、住民投票を行うことができる事項を規定しています。

○第1項

この条例のように常設型といわれる住民投票条例の場合、あらかじめ住民投票の対象とすることができる事項を具体的に規定することは困難なため、住民投票を行うことができる事項について、次の2つの要件を満たすものと規定しています。

- ①現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある市政に係る重要事項であること。
- ②住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものであること。

○第2項

事案の性質上市政に係る重要事項から除外し、住民投票の対象としないものを第1号から第5号までに列挙しています。

・第1号

国や県の権限に属する事項で市の権限が及ばないものについては、除外しています。

ただし、市の権限に属さない事項であっても、国や県に対して、市の意思として明確に表示する上で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められる場合には、住民投票の対象としています。

・第2号

住民投票が法令上規定されているものについては、この条例による住民投票制度ではなく、法令に基づく手続により投票を請求することができるため、除外しています。

○法律に基づく住民投票制度の具体例

- (1) 合併協議会設置協議に関する住民投票（市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第14項、第5条第21項）
- (2) 議会の解散請求に関する選挙人の投票（地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第3項）
- (3) 議員の解職請求に関する選挙人の投票（地方自治法第80条第3項）
- (4) 長の解職請求に関する選挙人の投票（地方自治法第81条第2項）

・第3号

地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項については、地方自治法第74条第1項に規定する条例の制定又は改廃の直接請求の対象から除外されているため、同様に除外しています。

・第4号

特定の市民や地域に限られるような事項については、利害関係の違いなどから投票結果に公平性を欠くおそれがあるため、除外しています。ただし、特定の市民や地域に限られるような事項であっても、その問題が全市民の福祉に重大な影響を及ぼすものであるときは、一律に除外されるものではありません。

・第5号

第1号から第4号までに掲げるもののほか、社会の変化などにより除外することが適当

とされる場合も想定されるため、このような概括的な項目を設けています。

(住民投票の形式)

第3条 住民投票に付する事項（以下「住民投票事項」という。）は、二者択一により賛成又は反対を問う形式としなければならない。ただし、住民投票事項が二者択一により難しい場合には、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。

【解説】

この条は、住民投票で住民の意思を確認する際の設問及び選択肢の設定方法を規定しています。

設問形式は、投票する人にとって分かりやすく、その意思を明確に表明してもらうため、賛成又は反対を問う二者択一を基本としています。

しかし、事案によっては、A案とB案のいずれに賛成かと問う方が、より正確に住民の意思を確認できる場合も考えられるほか、合併事案の場合には、①A市との合併に賛成、②B市との合併に賛成、③いずれの合併も反対などの選択肢も想定されることから、3以上の選択肢から1を選択する形式で住民投票を実施することもできることとしています。

第2章 請求資格者

(請求資格者等)

第4条 自治基本条例第26条第2項の規定により住民投票の実施を請求することができる議員及び市長の選挙権を有する住民（以下「請求資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、市の選挙人名簿に登録されている者とする。

2 請求資格者のうち次に掲げるものは、住民投票の実施の請求をしようとする代表者（以下「請求代表者」という。）となり、又は請求代表者であることができない。

- (1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者
- (2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者
- (3) 栃木市選挙管理委員会の委員又は職員である者

【解説】

この条は、住民投票の実施を請求することができる住民の範囲を明らかにしています。

○第1項

自治基本条例第26条第2項の議員及び市長の選挙権を有する住民とは、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、市の選挙人名簿に登録されている者としています。

市に住所を有する年齢満18年以上の日本国民で、引き続き3か月以上、市の住民基本台帳に登録されている方が、選挙人名簿に登録されます。

○第2項

請求代表者の資格については、地方自治法第74条第6項など直接請求に関する代表者の規定と同様の扱いとしています。選挙権の欠格事由に該当する者又は市選挙管理委員会の委員若しくは職員である者については、請求代表者たり得ないとしています。

・第1号

次の事項に該当する場合には、請求代表者となることができないとしています。

- ①禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ②禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- ③公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間を経過しない者又は刑の執行猶予中の者
- ④法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

※法律で定めるところにより行われる選挙

- (1)国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（公職選挙法）
- (2)農業委員会委員の選挙（農業委員会等に関する法律）
- (3)土地改良区の役員、総代の選挙（土地改良法）等

※法律で定めるところにより行われる投票

- (1)憲法改正のための国民投票
- (2)一の地方公共団体のみ適用される特別法制定のための投票
- (3)地方自治法に規定する解散、解職 等

※国民審査

最高裁判所裁判官の国民審査

- ⑤公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
- ⑥政治資金規正法に定める犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者

・第2号

次の事項に該当する場合には、直ちに選挙人名簿から抹消されるため、請求代表者となることができないとしています。

- ①死亡し又は日本国籍を喪失したとき。
- ②転出の表示をされた者が市の区域内に住所を有しなくなった日後4か月を経過したとき。
- ③登録の際に登録されるべき者でなかったとき（誤載者であったとき）。

・第3号

公務員については、市選挙管理委員会の委員又は職員である者のみ、制限するとしています。

(必要署名者数)

第5条 市長は、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日後直ちに請求資格者の総数の6分の1の数を告示しなければならない。

【解説】

この条は、住民投票の請求を行うために必要な署名者数の告示を義務付けています。

(請求代表者証明書の交付等)

第6条 請求代表者は、その請求の要旨その他必要な事項を記載した住民投票実施請求書(以下「実施請求書」という。)を添え、市長に対し、文書をもって請求代表者であることの証明書(以下「請求代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、直ちに請求代表者が選挙人名簿に登録されている者であるかどうかの確認をし、第4条第2項各号に該当しない請求資格者であったときは、請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

【解説】

この条は、請求代表者が住民投票の請求に向けた署名収集を行う前に経なければならない手続について規定しています。

○第1項

請求代表者は、市長に対し、住民投票の請求の要旨その他必要な事項を記載した実施請求書を添えて、文書により自身が請求代表者であることの証明書の交付を求めなければならないとしています。

○第2項

この項は、市長が第1項の申請を受理した場合の手続について規定しています。

市長は、請求代表者が選挙人名簿に登録されている者で、第4条第2項各号に該当しない請求資格者であったときは、請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならないとしています。

第3章 署名等

(署名等の収集)

第7条 請求代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿（以下「署名簿」という。）に実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを付して、請求資格者に対し、署名を求めなければならない。

2 請求代表者は、請求資格者に委任して、前項の規定により署名を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写し並びに署名を求めるための請求代表者の委任状を付した署名簿を用いなければならない。

3 請求代表者は、市の区域内で衆議院議員、参議院議員、栃木県の議会の議員若しくは知事又は市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項で定める期間、当該選挙が行われる区域内においては、請求のための署名を求めることができない。

4 第1項及び第2項の署名は、前条第2項の規定による告示があった日から1月以内でなければこれを求めることができない。ただし、前項の規定により署名を求めることができないこととなった区域においては、その期間は、署名を求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示があった日から31日以内とする。

5 請求資格者は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名することができないときは、請求資格者（請求代表者及び当該請求代表者の委任を受けて当該請求資格者に対し当該署名簿に署名を求める者を除く。）に委任して、自己の氏名（以下「請求者の氏名」という。）を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、自治基本条例第26条第2項の規定による請求資格者の署名とみなす。

6 前項の規定により委任を受けた者（以下「氏名代筆者」という。）が請求者の氏名を署名簿に記載する場合には、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者としての署名をしなければならない。

【解説】

この条は、請求代表者が行う住民投票の実施の請求のために必要となる署名収集の方法等について規定しています。

○第1項

請求代表者が請求資格者に署名を求めるに当たっては、署名簿には、実施請求書（写し可）と請求代表者証明書（写し可）を添付することが必要であるとしています。

○第2項

請求代表者は、第1項の署名を求めることについて、請求資格者に委任することができるとしています。委任を受けた者が請求資格者に署名を求めるに当たっては、署名簿には、

実施請求書（写し可）、請求代表者証明書（写し可）及び請求代表者の委任状を添付することが必要であるとしています。

○第3項

地方自治法では、市の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、一定期間、当該選挙区域においては直接請求のための署名を求めることはできないと規定しており、これは、選挙のための運動と直接請求のための署名収集行為とを、時間的に切り離すことによって、それぞれの制度の適正な運用を期そうという趣旨であり、市の住民投票制度においても、地方自治法の署名収集の制限を踏まえ、これに準じることとしています。

○第4項

地方自治法では、署名の収集期間は、請求代表者証明書交付の告示があった日から、市町村の場合にあっては1月以内と規定しています。また、選挙があったために、署名収集期間が中断された区域については、中断された期間を除き、前後を通じて31日間は署名を求めることができるとしており、市の住民投票制度においても、これに準じることとしています。

○第5項

地方自治法では、身体の故障又は文盲により署名簿に署名することができない者に限り、代筆署名の制度を利用することとされていますが、請求代表者と請求代表者の委任を受けて署名を収集する者については、本人の意思に基づかない代筆署名の偽造が行われることもあると考えられることから、氏名代筆者にはなり得ないとされています。市の住民投票制度においても、これに準じることとしています。

○第6項

第5項の署名が行われる場合、地方自治法に準じ、代筆署名であることを外形上明らかにし、審査の過程でその真偽を明らかにしやすくするよう、氏名代筆者も自らの氏名等を署名簿に書き込むこととしています。

（署名簿の提出等）

第8条 署名簿に署名をした者の数が第5条の規定により告示された請求資格者の総数の6分の1以上の数となったときは、請求代表者は、前条第4項の規定による期間満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合は、当該区域の全部について同項に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から5日以内に、署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出し、これに署名をした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。

2 市長は、署名簿の提出が前項の規定による期間を経過してなされたものであるときは、これを却下しなければならない。

【解説】

この条は、署名者の数が請求資格者の総数の6分の1以上の数となったときの署名審査のための署名簿の提出等を規定するとともに、期間後提出による却下について規定しています。

○第1項

請求代表者は、署名収集が終了し、署名簿が必要署名者数に達したときは、市長に対して、署名簿に署名等をした者が選挙人名簿に登録された者であることの証明を求める必要があるとしています。証明を求める際には、署名簿が2冊以上に分かれているときは一括して提出しなければならないとしています。一括とは、1冊に改編することではなく、一まとめにして提出することで、2回以上に分けて提出することは認められません。

また、署名簿の整理等に要する時間を考慮して、署名簿の提出までに5日間の猶予を設けていますが、これは署名簿提出の期間の終期を定めたものであり、署名収集の期間満了前であっても、請求代表者の判断で署名簿を提出することは差し支えありません。なお、提出期間の終期である5日目が市の休日（土日、祝日及び12月29日から1月3日）に当たるときは、栃木市の休日を定める条例第2条の規定により、その翌日が署名簿の提出期限となります。

○第2項

市長は、署名簿が第1項の提出期間を経過してなされたときは、署名簿の提出を却下するとしています。

(署名簿の審査等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による提出を受けた場合においては、その日から20日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

3 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、前項の規定による縦覧期間内に市長にこれを申し出ることができる。

4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

5 市長は、第2項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定による全ての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

【解説】

この条は、市長に提出された署名簿の署名等の審査方法、審査後の署名簿の縦覧及びそ

れに関する異議の申出、有効署名数の告示などについて規定しています。

○第1項

市長は、請求代表者から署名簿が提出され、署名の証明を求められたときは、署名等をした者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかについて審査を行い、署名の効力（有効無効）を決定し、その旨の証明をしなければならないとしています。

署名審査期間は、署名簿提出の日から20日以内としています。

○第2項

市長は、署名簿の署名の効力（有効無効）を決定したときは、その正確を期するため、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならないとしています。

この項の関係人とは、選挙人名簿に登録されている者全部を指し、署名簿の縦覧は、指定した場所において、7日間（土日、祝日等を含む。）行うこととしています。

○第3項

縦覧に付された署名簿の署名の効力（有効無効）に関し不服のある者は、第2項に規定する縦覧期間内に、異議の申出の趣旨や理由等を記した文書をもって、市長に異議の申出を行うことができます。

この項の関係人とは、①署名者、②署名者以外で自己の名を偽筆されているその本人、③請求代表者、④請求代表者の委任を受けた者など、署名の効力の決定に関して直接利害関係のある者のことをいいます。

○第4項

市長は、第3項に規定する異議の申出を受けたときは、その日から14日以内にその異議に対する決定を行わなければならないとしています。

①申出を正当と決定した場合

→ さきに行った署名の効力（有効無効）の決定を修正して申出人及び関係人に通知し、その旨を告示する。

②申出を正当でないとして決定した場合

→ その旨を申出人に通知する。

○第5項

市長は、第2項に規定する縦覧期間内に異議の申出がないとき又は第4項に規定する全ての異議についての決定を行ったときは、異議の申出がない旨又は全ての異議についての決定が終わった旨及び有効署名の総数を告示するとともに、請求代表者に署名簿を返付しなければならないとしています。

（署名等の取消し）

第10条 署名簿に署名をした者は、請求代表者が第8条第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、署名簿の署名を取り消すことができる。

【解説】

この条は、請求代表者が署名簿を市長に提出するまでの間であれば、署名者本人が請求代表者に申し出て署名簿の署名を自ら抹消することによって取り消すことができると規定しています。

(署名の無効等)

第11条 住民投票の実施の請求者の署名で次に掲げるものは、これを無効とする。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の定める手続によらない署名
- (2) 何人であるかを確認し難い署名

2 第9条第3項の規定により詐偽又は強迫に基づく旨の異議の申出があった署名で市長がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。

3 市長は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

【解説】

この条は、第9条第1項の規定により市長が署名簿の署名の効力を決定するに際し抛るべき基準を明らかにするとともに、市長が署名の審査に関して職権をもって審査するものであることを明らかにしています。

○第1項

この項は、署名の無効の基準を規定しています。

・第1号

この条例又はこの条例に基づく規則による手続に準拠しない署名は無効としています。

・第2号

何人であるかを確認し難い署名は無効としています。

○第2項

詐偽又は強迫に基づく署名である旨の異議の申出の結果、市長がその申出を正当であると決定したものは、無効としています。

○第3項

市長は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができるとしています。

この項の関係人とは、当該署名がなされるについて関係のある者のことをいいます。

(住民投票の実施の請求等)

第12条 請求代表者は、第9条第5項の規定により署名簿の返付を受けた日から5日以内に、実施請求書に第5条の規定により告示された請求資格者の総数の6分の1以上の者の有効署名があることを証明する書面及び署名簿を添えて、市長に対し、住民投票の実施の請求をしなければならない。

2 前項の請求があった場合において、署名簿の有効署名の総数が第5条の規定により告示された請求資格者の総数の6分の1の数に達しないとき又は前項の規定による期間を経過しているときは、市長は、これを却下しなければならない。

【解説】

この条は、いわゆる住民投票の実施の本請求について規定しています。

○第1項

請求代表者は、署名簿の返付を受けた日から5日以内に、市長に対して、住民投票の実施の請求をしなければならないとしています。請求に必要な書類は、次のとおりとしています。

①実施請求書

②請求資格者の総数の6分の1以上の者の有効署名があることを証明する書面

③署名簿

○第2項

市長は、第1項の請求が行われたときは、有効署名数が告示された請求資格者の総数の6分の1の数に達しているか、請求期間を経過していないかを審査し、この2つの要件とも満たしているときでなければ、請求を却下しなければならないとしています。

(実施の決定)

第13条 市長は、自治基本条例第26条第1項の規定により自ら住民投票の実施を決定したときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 市長は、前条第1項の請求を受理したときは、直ちにその旨を請求代表者に通知するとともに、その者の住所氏名及び請求の要旨その他必要な事項を告示しなければならない。

【解説】

この条は、住民投票実施の決定の際の手續等について規定しています。

○第1項

市長は、自ら住民投票を実施することを決定したときは、直ちにその旨を告示しなければならないとしています。

○第2項

有効に成立している住民投票の実施の請求があったときは、市長は、直ちにその旨を請

求代表者に通知するとともに、その者の住所氏名及び請求の要旨その他必要な事項を告示しなければならぬとしています。

第4章 投票資格者

第14条 住民投票の投票資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、公職選挙法第9条第2項の規定により市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、住民投票の投票資格を有しない。

- (1) 公職選挙法第11条第1項又は第252条の規定により選挙権を有しない者
- (2) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しない者
- (3) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号）第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者

【解説】

この条は、住民投票の投票資格を有する者について規定しています。

○第1項

住民投票の投票資格者は、公職選挙法第9条第2項に規定する市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者としています。

○第2項

第1項の要件を満たす者であっても、選挙権の欠格事由に該当する者については、投票資格者から除くこととしています。

・第1号

次の事項に該当する場合には、投票資格を有しないとしています。

- ①禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ②禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- ③公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間を経過しない者又は刑の執行猶予中の者
- ④法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- ⑤公職選挙法に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者

・第2号

政治資金規正法に定める犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者は、投票資格を有しないとしています。

・第3号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律に定める犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者は、投票資格を有しないとしています。

第5章 投票及び開票

(投票資格者名簿の調製等)

第15条 市長は、住民投票が行われる場合においては、規則で定めるところにより投票資格者名簿を調製しなければならない。

2 市長は、前項の規定による投票資格者名簿の調製について、選挙人名簿をもってこれに代えることができる。

【解説】

この条は、投票に当たって、投票資格者の範囲を確定させるための投票資格者名簿の調製等について規定しています。

○第1項

市長は、投票資格者名簿を調製しなければならないとしています。

○第2項

投票資格者名簿は、選挙人名簿をもってこれに代えることができるとしています。

(投票日)

第16条 市長は、第13条第1項又は第2項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めなければならない。ただし、当該投票日に選挙が行われるときその他市長が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

2 市長は、前項の規定により投票日を決定したときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

【解説】

この条は、住民投票の期日について規定しています。

○第1項

投票日は、市長が住民投票の実施を決定した旨の告示をした日又は住民投票の請求を受理した旨の告示をした日から起算して90日までの間に設定しなければならないとしています。

住民投票は、投票資格者を市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者と一致させたことから、選挙と同日に同会場で実施することも想定されます。投票日を同日にした場合、職員人件費等の経費節減のほか、関心が高まることにより投票率の上昇が期待できますが、

選挙がある場合は、公職選挙法等により住民投票の投票運動が制限されてしまうなどの課題もあることから、投票日を変更することができるように規定しています。また、その他市長が特に必要があると認めるときは、天災事変などにより投票を行うことができない場合をいいます。

○第2項

市長は、投票日を決定したときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならないとしています。

(投票の方法)

第17条 住民投票の投票（以下「投票」という。）は、各住民投票につき、1人1票に限る。

2 投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則の定めるところにより点字投票をし、又は代理投票をさせることができる。

【解説】

この条は、選挙における投票に関する原則（1人1票主義、単記自書投票主義、秘密投票主義）に基づき、住民投票の投票に関する基本的な原則を規定しています。

○第1項

住民投票は、投票によって市民の意思を確認する制度であるため、投票資格者が投票することができる数は平等でなければならないことから、住民投票事項ごとに1人1票とすることを規定しています。

○第2項

投票の記載方法及び投函の方法について定めたものであって、投票の単記自書主義及び秘密投票主義の原則を明らかにしています。

投票の記載方法については、投票用紙にあらかじめ選択肢が印刷されており、所定の欄内に○の記号を付ける方法を採用しています。記載方法を簡単にすることにより、無効投票の減少や開票作業時間の短縮も期待できます。

○第3項

投票は、秘密を守るため、投票資格者本人が自書することが原則ですが、心身の故障その他の事由により○の記号を書くことができない人も投票することができるよう、例外措置として、点字による投票又は代理投票をすることができるとしています。

(投票所)

第18条 住民投票の投票所は、市長の指定した場所に設ける。

2 市長は、投票日の5日前までに、投票所を告示しなければならない。

【解説】

この条は、住民投票の投票所（実際の投票を行うための施設）について規定しています。

○第1項

市長が指定する場所に投票所を設けることとしています。

○第2項

市長は、投票日の5日前までに投票所を告示することとしています。

(投票をすることができない者)

第19条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

3 投票日(第21条の規定による期日前投票にあっては、投票の当日)に投票資格を有しない者は、投票をすることができない。

【解説】

この条は、選挙における投票に関する原則（選挙人名簿登録主義）に基づき、住民投票の投票に関する基本的な原則を規定しています。

投票資格者名簿に登録されるためには、市内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民(現に刑務所に入っている者など公民権停止規定に該当し、選挙権を有しない者を除く。)で、その者に係る住民票が作成された日(他の市町村からの転入者で住民基本台帳法に基づく転入届をしたものについては、その届出をした日)から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に登録されている者でなければなりません。

○第1項

投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができないとしています。

○第2項

投票資格者名簿に登録された者であっても、投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができないとしています。

○第3項

投票資格者名簿に登録されていても、投票の当日に投票資格を有しない者は、投票をすることができないとしています。

(投票所における投票)

第20条 投票人は、住民投票の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。
2 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

【解説】

この条は、選挙における投票に関する原則（投票当日投票所投票主義）に基づき、住民投票の投票に関する基本的な原則を規定しています。

○第1項

投票人は、住民投票の投票日当日に、本人が自ら投票所に行き、投票しなければならないとしています。

○第2項

投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならないとしています。

(期日前投票等)

第21条 投票人は、前条第1項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

【解説】

この条は、住民投票の投票日当日に投票所に行くことができない投票人のために、選挙と同様に期日前投票又は不在者投票を行うことができることを規定しています。

(投票の秘密保持)

第22条 何人も、投票人の投票した内容を陳述する義務はない。

【解説】

この条は、選挙における投票に関する原則（秘密投票主義）に基づき、住民投票の投票に関する基本的な原則を規定しています。

住民投票にとって一番大切なことは、全ての投票人が自分自身の判断で、自由に投票できることです。そのためには、いずれに投票したかをだれにも知られることのないように、又そのことで、だれからも責められることのないようにすることが必要です。

(開票所及び開票日)

第23条 住民投票の開票所は、市長の指定した場所に設ける。

2 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

3 開票は、全ての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行う。

【解説】

この条は、住民投票の開票所（開票に関する事務を行うための施設）について規定しています。

○第1項

市長が指定する場所に開票所を設けることとしています。

○第2項

市長は、あらかじめ開票の場所と日時を告示することとしています。

○第3項

開票は、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日に行うこととしています。

(無効投票)

第24条 次の各号のいずれかに該当する投票（点字投票を除く。）は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 記載がないもの

【解説】

この条は、公職選挙法第68条第1項に規定する無効投票の内容に準じ、無効となる投票を例示的に列挙しています。なお、無効となる点字投票については、規則で定めています。

・第1号

成規の投票用紙以外の用紙を使用した投票は無効としています。

・第2号

○ではなく、丸、◎、●、✓、×などを記載した場合は、無効としています。

・第3号

○を記載しても、「○です」、「絶対○」など、同時に他の事項も記載した場合は、無効としています。

・第4号

選択肢の複数の欄に○を記載した場合は、無効としています。

・第5号

選択肢のいずれの欄に○を記載したのか判別し難い場合は、無効としています。

・第6号

白票は無効としています。

(投票結果の告示等)

第25条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該住民投票が第12条第1項の請求によるものである場合には、当該請求代表者にその内容を通知しなければならない。

【解説】

この条は、住民投票の結果が確定した場合の手続を規定しています。

市長は、投票結果が確定した場合は、直ちに結果を告示するとともに、住民投票が請求代表者の請求によるものである場合には、請求代表者にその結果を通知しなければならないとしています。

(再実施の制限期間)

第26条 この条例による住民投票が実施された場合は、前条の規定による告示の日から2年間は、同一又は同旨の重要事項について住民投票を行うことができない。

【解説】

この条は、住民投票の再実施の制限期間について定めています。

市は、自治基本条例第26条第4項の規定により、住民投票の結果を尊重しなければなりません。同一又は同旨の重要事項について、短期間のうちに再度住民投票を実施することは、一旦示された住民の意思を否定するものであり、自治基本条例の趣旨に反すると考えますが、再度の住民投票を認めないとした場合には、その後の急激な社会状況の変化に対応できないという課題が残ります。こうしたことを踏まえ、住民投票制度の適切な運用を図るため、同一又は同旨の重要事項に対する再投票について、時間的な制限を設けるものです。

制限期間については、重要事項が選挙の争点になり得ることから、市の議会の議員や市長の選挙が4年ごとに行われることを踏まえ、2年間としています。

(情報の提供)

第27条 市長は、住民投票を実施する際には、投票日前2日までに、当該住民投票に関し必要な情報を広報紙その他適当な方法により提供するものとする。

【解説】

この条は、市長に住民投票事項に関する市民の理解や関心を高める責務があることを明らかにしています。

市長は、住民投票を実施する際は、投票日前2日までに、住民投票に関し必要な情報を広報紙その他適当な方法により市民に情報の提供を行うとしています。

(投票運動)

第28条 住民投票に関する投票運動は、自由にこれを行うことができる。ただし、市民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

【解説】

この条は、住民投票に関する投票運動について規定しています。

住民投票運動に際しては、公職選挙法の制限がないことや、対象事項に対する住民の理解を深め住民同士の議論を活発にすることにより住民の関心を高めることが必要であるため、基本的には自由に投票運動が行えるものとしています。

ただし、投票運動については、不正を排除し公正を確保することが必要であるため、罰則までは設けないものの、買収、脅迫などにより、市民の自由な意思を拘束したり、不当に干渉したり、市民の平穏な生活環境を侵害したりしてはならないとしています。

第6章 雑則

(その他)

第29条 前各条に定めるもののほか、住民投票の実施の請求に関し必要な事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する条例の制定又は改廃の請求の例に、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法に規定する投票及び開票の例による。

【解説】

この条は、住民投票の実施の請求の手續が地方自治法に規定する条例の制定又は改廃の請求の例によること、住民投票の投票及び開票の手續が公職選挙法に規定する投票及び開票の例によることを明らかにしています。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

この条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任し定めることとしています。

附 則

この条例は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第3号）

この条例は、令和4年3月22日から施行する。

【解説】

この条例の施行日を平成27年9月1日としています。

また、令和4年に、署名簿への押印廃止に関して一部改正を行ったため、改正後の条例の施行日を令和4年3月22日としています。

栃木市住民投票条例施行規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 実施請求等（第3条—第10条）
- 第3章 投票資格者名簿（第11条—第16条）
- 第4章 投票（第17条—第27条）
- 第5章 開票（第28条—第32条）
- 第6章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、栃木市住民投票条例（平成27年栃木市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 実施請求等

（実施請求書）

第3条 条例第6条第1項の住民投票実施請求書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。
（請求代表者証明書の交付等）

第4条 条例第6条第1項の規定による申請は、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書（別記様式第2号）により行うものとする。

2 条例第6条第1項の請求代表者証明書は、住民投票実施請求代表者証明書（別記様式第3号）による。

3 市長は、条例第6条第1項の規定による申請があった場合において、住民投票事項が条例第2条に規定する要件を満たすものであって、条例第3条に規定する形式に該当するものであること及び請求代表者が条例第4条第2項各号に掲げる者でないことが認められないときは、当該申請を却下するものとする。

4 市長は、条例第6条第2項の規定により請求代表者に請求代表者証明書を交付するときは、同条第1項の規定により提出された実施請求書を当該請求代表者に返付するものとする。

5 市長は、条例第6条第2項の請求代表者証明書を交付した請求代表者が条例第4条第2項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

（署名簿）

第5条 条例第7条第1項の署名簿は、住民投票実施請求者署名簿（別記様式第4号）による。

（点字による署名）

第6条 条例第7条から第12条までの署名は、盲人が公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。

（署名等の収集の委任）

第7条 条例第7条第2項の委任状は、住民投票実施請求署名収集委任状（別記様式第5号）による。

（署名簿の審査等）

第8条 市長は、条例第9条第1項の規定により署名簿の署名の有効又は無効を決定する場合において、同一人に係る2以上の有効署名があるときは、その一つを有効と決定しなければならない。

2 市長は、住民投票実施請求署名審査録（別記様式第6号）を作成し、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭及び証言を求めた次第並びに無効と決定した署名についての決定の次第その他必要な事項をこれに記載し、署名簿の署名の効力が確定するまでの間、これを保存しなければならない。

3 市長は、条例第9条第4項の規定による証明の修正をする場合においては、その修正が異議の決定に基づく旨並びに異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記するとともに、住民投票実施請求署名審査録にその修正の次第を記載しなければならない。

4 市長は、条例第9条第5項の規定により署名簿を請求代表者に返付する場合においては、当該署名簿の末尾に、署名をした者の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

（署名収集証明書）

第9条 条例第12条第1項の請求資格者の総数の6分の1以上の者の有効署名があることを証明する書面は、住民投票実施請求署名収集証明書（別記様式第7号）による。

（請求の補正）

第10条 市長は、条例第12条第1項に規定する住民投票の実施の請求があった場合において、その請求が適法な方式を欠いているときは、3日以内の期限を付してこれを補正させなければならない。

第3章 投票資格者名簿

（投票資格者名簿の調製等）

第11条 条例第15条第1項の規定により調製する投票資格者名簿（以下単に「投票資格者名簿」という。）には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日等の記載をしなければならない。

2 投票資格者名簿の登録は、市内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しない者を除く。）で、その者に係る住民票が作成された日（他の市町村から市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上市の住民基本台帳に記録されている者について行う。

3 市長は、住民投票を行う場合においては、投票日現在満18歳以上の者であって、投票

資格者名簿に登録される資格を有するものを条例第16条第2項の規定による告示の日の前日に投票資格者名簿に登録しなければならない。この場合において、投票日が選挙の期日と同日になるとき（以下「同日実施」という。）は、当該選挙の期日の公示又は告示の日の前日を投票資格者名簿の登録日としなければならない。

- 4 投票資格者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。
- 5 前項の規定により投票資格者名簿を磁気ディスクをもって調製する場合の方法及び基準については、公職選挙法施行令第10条の規定を準用する。

（投票資格者名簿の縦覧）

第12条 市長は、前条第3項の規定による登録をしたときは、投票資格者名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

- 2 市長は、縦覧開始の日前3日までに縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。

（異議の申出）

第13条 投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、縦覧の期間内に、文書で市長に異議を申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

（補正登録）

第14条 市長は、第11条第3項の規定により投票資格者名簿の登録をした日後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

（訂正等）

第15条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者が公職選挙法第11条第1項若しくは第252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなったこと又は市内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに投票資格者名簿にその旨の表示をしなければならない。

- 2 市長は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容（第11条第4項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票資格者名簿にあつては、記録内容）に変更があつたこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載（同項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票資格者名簿にあつては、記録）の修正又は訂正をしなければならない。

（登録の抹消）

第16条 市長は、当該投票資格者名簿に登録されている者について次の場合に該当するに

至ったときは、これらの者を直ちに投票資格者名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項の表示をされた者が市内に住所を有しなくなった日後4月を経過するに至ったとき。
- (3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

第4章 投票

(投票管理者)

第17条 住民投票の投票に関する事務を担当させるため、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から市長の選任した者をもって、これに充てる。ただし、同日実施の場合にあっては、当該選挙の投票管理者を当該住民投票の投票管理者とすることができる。

3 投票管理者は、当該住民投票の投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(投票管理者の職務代理人又は職務管掌者の選任)

第18条 市長は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者（以下この条において「職務代理人」という。）を、当該住民投票の投票資格者の中から、あらかじめ選任しておかななければならない。ただし、同日実施の場合にあっては、当該選挙の職務代理人を当該住民投票の職務代理人とすることができる。

2 市長は、投票管理者及び職務代理人に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに栃木市選挙管理委員又は栃木市選挙管理委員会の書記の中から、臨時に投票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(投票立会人)

第19条 市長は、投票資格者名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任しなければならない。ただし、同日実施の場合にあっては、当該選挙の投票立会人を当該住民投票の投票立会人とすることができる。

(投票所入場券)

第20条 市長は、特別の事情がない限り、条例第16条第2項の規定による告示の日以後できるだけ速やかに第11条第3項の規定により投票資格者名簿に登録された者に投票所入場券を交付するように努めなければならない。

(投票用紙)

第21条 条例第17条第1項の規定による投票は、市長が別に定める投票用紙により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第17条第3項の規定による点字投票は、市長が別に定める点字用の投票用紙により行うものとする。

(点字投票)

第22条 盲人である投票人は、点字投票をしようとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、点字用の投票用紙を交付しなければならない。

2 点字投票を行う投票人は、複数の選択肢から一つを選択し、点字用の投票用紙に点字により自書しなければならない。

(代理投票)

第23条 心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申請し、条例第17条第3項の規定による代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があった場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該投票人の投票を補助すべき者2人を定め、その1人に投票の記載をする場所において投票用紙に当該投票人が指示する投票用紙の選択肢の欄に○の記号を記載させ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(期日前投票)

第24条 住民投票の当日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人の投票については、条例第16条第2項の規定による告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができる。

(不在者投票)

第25条 前条の投票人の投票については、前条の規定によるほか、条例第17条第2項の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 不在者投票管理者は、公職選挙法施行令第55条の規定の例により、市長が置く。

3 投票人で公職選挙法第49条第2項に規定する身体に重度の障がいがある者の投票については、前条及び第1項の規定によるほか、条例第17条第2項の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを公職選挙法第49条第2項に規定する郵便等により送付する方法により行わせることができる。

(投票記載所の住民投票事項の掲示)

第26条 市長は、住民投票の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に住民投票事項及びその要旨を掲示するものとする。

2 市長は、条例第16条第2項の規定による告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所又は不在者投票管理者(市町村の選挙管理委員会の委員長に限る。)の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に住民投票事項及びその要旨を掲示するものとする。

(投票録の作成)

第27条 投票管理者は、市長が別に定める住民投票投票録により、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第5章 開票

(開票管理者)

第28条 住民投票の開票に関する事務を担当させるため、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から市長の選任した者をもって、これに充てる。ただし、同日実施の場合にあっては、当該選挙の開票管理者を当該住民投票の開

票管理者とすることができる。

3 開票管理者は、当該住民投票の投票資格者でなくなったときは、その職を失う。

(開票管理者の職務代理人又は職務管掌者の選任)

第29条 市長は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者（以下この条において「職務代理人」という。）を、当該住民投票の投票資格者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。ただし、同日実施の場合にあつては、当該選挙の職務代理人を当該住民投票の職務代理人とすることができる。

2 市長は、開票管理者及び職務代理人に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けた場合においては、直ちに選挙管理委員又は選挙管理委員会の書記の中から、臨時に開票管理者の職務を管掌すべき者を選任しなければならない。

(開票立会人)

第30条 市長は、投票資格者名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、3人以上10人以下の開票立会人を選任しなければならない。ただし、同日実施の場合にあつては、当該選挙の開票立会人を当該住民投票の開票立会人とすることができる。

(無効投票)

第31条 次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

- (1) 所定の点字用投票用紙を用いないもの
- (2) 選択肢以外の事項を記載したもの
- (3) 選択肢のほか、他事を記載したもの
- (4) 選択肢のいずれも記載したもの
- (5) 選択肢のいずれを記載したのか判別し難いもの
- (6) 単に記号又は符合を記載したもの
- (7) 記載がないもの

(開票録の作成)

第32条 開票管理者は、市長が別に定める住民投票開票録により、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

第6章 雑則

(その他)

第33条 この規則に定めるもののほか、住民投票の実施の請求に関し必要な事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する条例の制定又は改廃の請求の例に、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法に規定する投票及び開票の例による。

(補則)

第34条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年9月1日から施行する。

(栃木市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

2 栃木市長の権限に属する事務委任及び補助執行に関する規則（平成22年栃木市規則第

8号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(選挙管理委員会への委任)

第2条の2 次に掲げる事務を栃木市選挙管理委員会に委任する。

- (1) 栃木市住民投票条例(平成27年栃木市条例第 号。以下この条において「条例」という。)第5条の規定による必要署名者数の告示に関する事務
 - (2) 条例第8条の規定による署名簿の受理又は却下に関する事務
 - (3) 条例第9条及び第11条の規定による署名簿の審査に関する事務
 - (4) 条例第15条の規定による投票資格者名簿の調製に関する事務
 - (5) 条例第16条の規定による投票日の決定に関する事務
 - (6) 条例第17条及び第20条の規定による住民投票の投票に関する事務
 - (7) 条例第18条の規定による住民投票の投票所の指定に関する事務
 - (8) 条例第21条の規定による期日前投票又は不在者投票に関する事務
 - (9) 条例第23条の規定による住民投票の開票所の指定に関する事務
 - (10) 条例第25条の規定による住民投票結果の告示及び通知に関する事務
 - (11) 条例第27条の規定による情報の提供に関する事務
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、住民投票の執行に関し公職選挙法、公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)及び栃木市選挙執行規程(平成22年栃木市選挙管理委員会告示第6号)の規定の例により行う事務
- 附 則(平成28年規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年6月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の栃木市住民投票条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後にその期日を告示する住民投票について適用し、公示日の前日までにその期日を告示した住民投票については、なお従前の例による。

附 則(令和3年規則第28号)

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則(令和4年規則第8号)

この規則は、令和4年3月22日から施行する。

別記様式第1号（第3条、第4条関係）

年 月 日

（宛先）栃木市長

請求代表者 住 所
氏 名
生年月日
性 別
電話番号

住民投票実施請求書

次のとおり住民投票の実施を請求します。

1 住民投票事項

について賛否を問う住民投票

2 請求の要旨（1,000字以内）

備考

- 1 本請求書又はその写しは、住民投票実施請求者署名簿ごとにつづり込むものとする。
- 2 氏名は自署（盲人が点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）栃木市長

請求代表者 住 所
氏 名
生年月日
性 別
電話番号

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

栃木市住民投票条例第6条第1項の規定により、住民投票実施請求書を添えて、住民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

別記様式第4号（第5条、第8条関係）

（その1）

（表紙）

年 月 日

（第 号）

住民投票実施請求者署名簿

について賛否を問う住民投票

備考

- 1 本署名簿を2冊以上作成したときは、各署名簿に通ずる一連番号を付さなければならない。
- 2 住民投票実施請求書（写）及び住民投票実施請求代表者証明書（写）又は住民投票実施請求署名収集委任状は、これを表紙の次につづり込むものとする。

別記様式第7号（第9条関係）

住民投票実施請求署名収集証明書

住民投票実施請求書に添えて提出する について賛否
を問う住民投票実施請求者署名簿には、栃木市住民投票条例第5条の規
定により、 年 月 日付けで告示された請求資格者の総数
の6分の1（ 人）により有効署名があることを証明しま
す。

年 月 日

請求代表者 住 所
氏 名
生年月日
性 別

栃木市住民投票制度

